

平成28年第6回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成28年10月 3日

午後 1時30開会

午後 2時50閉会

場 所 中頓別町役場会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。

石黒 和浩、栗林 松三、鈴木 義博、常本 啓二、宗像 育美
藤田 健一、石井 広幸、森川 健一

以上 8名

- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。

以上 0名

- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 藤 田 徹

- 4 本会のための書記 農業委員会 主 査 千 葉 敦 子

- 5 本会の総会にかかる案件は次のとおりである。(別紙議案書のとおり)

6. 議 事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第30条に係る農地パトロール(利用状況調査)の
実施状況の報告について

議案第1号 現況証明について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画の決定について

7. その他

(1) 今後の予定について

- ① 宗谷農村パートナー対策交流会

平成28年10月22日(土)～23日(日)

札幌市中央区北1条西2丁目 すみれホテル外

宗谷管内酪農青年・町村農業委員会事務局員

② H28 年度地区別農業委員等研修会

平成 28 年 11 月 4 日（金）～5 日（土）

猿払村交流センター・・・農業委員・事務局員

（2） その他

8. 閉 会

事務局長

ただいまから平成28年第6回の中頓別町農業委員会総会を開催いたします。
まず始めに会長より挨拶を頂きます。

会長

先程の農業委員協議会に続きましての農業委員会総会ということで、ご苦勞様です。お盆以降、天候に恵まれず、2番草の収穫に皆様苦勞されたと思いますけれども、ようやく2番草も片付き、秋の冬支度等で何かとお忙しい中、本日の第6回中頓別町農業委員会総会にご出席頂きましてありがとうございます。

本日は報告2件、また議案2件となっておりますので、十分ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、議事を進行いたします。

【欠席報告】

本日の欠席委員はございませんので、ご報告いたします。

【定数報告】

本日の出席委員は8名中8名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので総会が成立しておりますことをご報告致します。

【議事録署名委員の指定】

議事録署名委員の指定を行います。議事録署名委員の指定は、中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づきまして、議長が2名の委員を指名いたします。

4番 常本委員、5番 宗像委員を指名いたします。

それでは会務報告について、事務局から報告致します。

事務局長

それでは、会務報告につきまして、ご報告致します。ちょっと長くなるかもしれませんが、よろしくお願い致します。

報告の内容につきましては、平成28年7月27日から本日、10月3日までの内容となっております。

7月27日につきましては、「平成28年第5回の農業委員会総会」を農業委員さん全員の出席の下、開催しております。農地等調査幹旋委員会報告を受けた後ですね、議事につきましては、「土地の現況証明書について」ということで、証明書を交付するということで審議・決定をしているところでございます。また、「農業経営基盤強化促進法第18条第1

項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ということで、所有権移転1件について審議・決定をしてきております。

7月28日につきましては、第60回中頓別町乳牛共進会が開催されて、事務局より2名が運営のお手伝いをしてきております。

8月1日は、平成27年度の一般会計歳入歳出決算審査がございまして、事務局長が審査を受けております。その際にですね、監査委員さんの方から、現況証明手数料の滞納繰越に関しまして、指摘を受けております。その後、森川会長と事務局長とで、滞納者宅に訪問いたしまして、納入の依頼をしてきております。その結果、8月の下旬には、全額、納入を頂いているところでございます。

8月4日から5日に掛けて、農地台帳システムユーザー研修会に、事務局から2名出席してきております。中頓別町農業委員会に導入しているシステムにつきましては、ユニオンデータシステムという会社のシステムでございまして、農地台帳の操作方法を研修してきております。なお、中頓別町は、道内170の農業委員会があるうちですね、全国農業会議所が運営する農地情報公開システム、農地ナビもそうですが、これにデータ移行が完了しておりまして、当面は、事務局にある既存システムとの両方のデータ管理をするという形になると思います。

8月12日は、旭川地方法務局名寄支局のほうに登録事務打合せということで事務局長が出向いてきております。〇〇〇〇さんから北海道農業公社への所有権移転をするための登記申請書類の関係でございまして、農地保有合理化事業の関係上、急ぐ案件ということで、訂正事項があった場合を想定して、直接、窓口に出向いてですね書類の内容を確認しながら提出をしてきております。

8月16日は、酪農祭の関係機関打合せ会議に事務局長が出席してきております。

8月24日は、監査委員の指摘を受けました現地目証明手数料の滞納者宅へ、会長と事務局長が訪問し、納入の督促をしてきております。

8月29日から31日までの3日間、農地パトロールということで、農地利用状況調査を、農業委員さんをはじめ、事務局、産業建設課、農協営農部も参加して頂きまして、実施してきております。

9月2日は、酪農祭の会場準備作業という事で事務局長が出てきておりまして、翌日の9月3日は、第27回目となります酪農祭の運営に事務局長が参加しております。当日は、会長もですね会場に居られたということでございます。

9月8日ですが、旭川財務事務所の方から3名が来庁しまして、国有地の集団売払いに関する打合せを行っております。

9月14日から16日につきましては、第3回中頓別町議会定例会が

ございまして、決算特別審査を含めて、事務局長が出席しております。

9月26日は、中頓別町農業担い手育成センター事業推進本部会議が開催されまして、会長、指導農業士という立場もありますけれども、会長と事務局2名が出席しております。内容につきましては、〇〇〇〇さん農場跡地に新規就農をする〇〇〇〇さんの今後のスケジュールですとか農場リース事業の資金等の内容の説明を受けてきております。また、農業研修中であります〇〇さんの今後の研修先の話や新・農業人フェア、担い手の研修事業などの話を協議してきております。

9月28日ですが、旭川市でブロック別農業委員会職員研修会が開催されまして、私が出席しております。

研修内容については、農業委員会業務に係る留意点等に関してということでは、農業委員会法改正に伴う新たな農業委員の選任等について、農業委員会の適切な新制度への移行について、農地所有適格化法人の定期報告について、また、農地法業務に係る留意点に関しましては、利用状況調査と利用意向調査の実施について、農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取方法、農地情報公開システムの移行に伴う状況、その他、女性農業委員等の登用に向けた対応についてと、農業会議の職員と道庁職員の方から説明を受けてきております。

翌日につきましては、宗谷地方農業委員会連合会の事務局職員研修会が開催されまして、農業会議の職員2名を講師に招いて、来年7月の改選に関する内容を中心に研修をしてきております。

以上、長くなりましたが、会務報告を終わります。

議長

ただいま会務報告の説明がありました。何か、ご質問はございますでしょうか。

栗林委員

先程の報告の中で、町農業担い手育成センターの事業推進本部会議で私も案内がきていたのですが忙しくて、会議に参加できなかったもので、差し支えなければ内容について聞かせて頂ければと思います。

議長

スケジュールですか。

栗林委員

スケジュールです。

事務局長

協議事項と致しまして、新規就農に向けた対応及びスケジュールということで〇〇さんの関係の話を受けています。就農先については佐々木さんの農場という事。それと就農の過程という事で色々これまでの経過について説明して、確認されてきています。就農に係る事業費ですとか

資金対応ということで、内訳を見ながらですね説明を受けたんですが、その中で、トラクター等の一部の作業機が今後導入予定ですか機械導入費の予定事業費以内となる見込みですか、乳牛は10月中旬頃から数回に分けて導入する予定にあると。農場リース事業の実施上、来年の2月末までに頭数をそろえるというような予定であると。資金対応におけるJAの支援資金での借入額については、今後、本人と協議して農協の理事会等に諮っていくという流れになっているという話を聞いています。また、スケジュールという事で、話を受けてまして、〇〇〇さんの所にはおばあちゃんがおりまして、転居先につきましてはすみれ団地で確定していると、多分、〇〇〇さんが団地の方へ動いているかなと思います。それ以前にま〇〇さんが福島県の方から引っ越しの関係もあるので、何日間か来てまして、〇〇さんとお話をする中で家に残っている中で、置いて行く物だとか、処分する物だとか話のやりとりはされたと聞いています。実際に藤本さんが入居するのは10月上旬頃になる見込みかなという話は聞いていますけれども、現在どういう状況かは確認はしていませんので、そろそろ入るような時期かなと思います。引っ越しの日程が決まった場合についてはですね、関係者に連絡してですね、お手伝い出来る方はしょうという話もされております。それと経営面積が今日の議案にも入ってくるんですけども、それだけではまだ足りない可能性があるので、今後農地の確保という部分が課題になりますねという話も出てました。以上が〇〇さんの関係です。

〇〇さんの関係についても話がありまして、酪農研修の実施状況ということの話し、それと研修状況及び今後の研修対応ということで、研修開始から1年が経過して、パートナーツアーでですね、女性とも結婚を前提とした交際が続いているという話し、それとコンティネーションでの研修については飼養管理技術等問題がないことから、今後は就農先の確保確定を進めて行かなければならない。で、中頓別ではコンティネーションでの研修のみであるため、町内幅広い経営を見て頂きたいということもありまして、他の農場での研修も進めていくこととしたいという話もありました。また就農に向けて、他の経営者から指導や意見を受けることも重要であると。で、その中では、秋田地区の〇〇農場で研修を行うこととすると。この時は9月26日からという記録になっています。

以上が〇〇さんの関係です。

その他ですね、新農業人フェア、東京会場が11月12日にあります。札幌会場は11月26日、その他にですね、日本大学のPRセミナーですか酪農学園大学のPRセミナー。宗谷として一つになってPR活動をして行きましょうという流れになっているようです。

で、農業後継者と言いますか、担いに対する技能向上対策事業という

ことで、先進地の視察先ですとか日程関係ですね、色々話が出されていましたが、結局、確定に至らなくて、今後中身を詰めていくという状況で終わっています。大体、そういう中身で会議が終わっているということでございます。何か、もれがありましたら会長も参加されていたので、補足をお願いします。

議長

先程、説明がありましたが、新農業人フェアで北海道で開催される部分、当委員会から宗像委員が随行してPRに努めて頂くということです。よろしいですか。栗林委員。

栗林委員

〇〇さんのことなんでしょうけども、今は、幅広い所で研修するという事で小頓別の〇〇農場へ研修に行くと。第二第三も継続して他の農家に研修に出るということなのかな。

事務局長

そこまでの話は出てはいないんですけども、今現在のコンティネーションでは、ある程度技術は習得していると。やはり中頓別町の幅広く色んな経営を体験した方が良いという事で、今回は〇〇さんということなんですが、〇〇さんの後はどうするかというところまでは話が出ていなかった。

議長

現状として、今コンティネーションに、〇〇さんが〇〇さんの代わりに行っているということで。〇〇さんもスケジュールの中でもう10月に入っちゃったら中々出れないということで。〇〇さんが研修で他の農家に行くことによって、コンティネーションがね、困るのであれば新しい研修生をまた入れてもらって、という形にじゃなかったら中々難しいと思うんです。

栗林委員

現実にはね。

事務局長

ヘルパーという対応は、今の段階では、ちょっと難しいのではないかと思います。

栗林委員

会長が言ったように、俺は心配している。現場ではさ、〇〇さんは研修する事は当然の話で、その代わりに〇〇さんが来ている。〇〇さんから僕はいつ頃まで来たらいいですか。先はあまり長くないですよと言われている。〇〇さんからは色んな研修に行っている間に、自分も色々と言いたいこともあって、交際している女性も来るんだけど、一緒に搾乳を教えるのにどこで教えたら良いのかという話もあったので、本人

にもいつまで研修するのか明らかにされていないのではと不安に思っている。担い手センターの方からうまく話してもらえればいいなど、俺からあまり口を出せばごっちゃになっちゃうから。

その辺、あとで本人の不安のないように教えて欲しい。

事務局長

実質、仕切っているというか〇〇課長の方でそこら辺の調整は、やられていると思うので、もし、行き届かない部分があるのであれば、後で話はしておきますので。

栗林委員

一応、〇〇さんと〇〇さんには二人とも、研修に行ってしまうとコンティネーションから手は離れちゃうから、役場 担い手育成センターの〇〇課長に相談しなさいと、何かあったら電話しなさいというふうに伝えてあるんですけどもね。

そのへんは、宜しくお願いします。

議長

町担い手育成センターとしては、研修生として認定を行ったということで、今後、新規就農に向けての活動としては、本人を交えて新しい研修先との希望があればそちらの方に動くのではないかなと思う。受入農家も中々少ない状態で、満足な研修が出来るかどうか、コンティネーションに負担をかける部分も多分にあると思うんですけども、その辺はよろしくをお願いします。

議長

その他、会務報告で何か質問ございますでしょうか。

各委員

(なしの声)

議長

なければ、次に、農地等調査幹旋委員会報告をお願いします。

石黒委員長

第3回農地等調査幹旋委員会の開催状況を報告いたします。

開催日時は、平成28年8月31日水曜日、13時から15時まで。開催場所は、農地パトロール実施に合わせ、各現地にて。参集範囲は、農地等調査幹旋委員、石黒と農地パトロールに参加した農業委員、森川会長・石井代理・栗林委員の3名で開催いたしました。

協議事項は、現地目証明願いのありました、小頓別地区の〇〇〇〇さん名義の土地、字小頓別〇〇〇番〇他、全部で〇筆の現地確認を行いました。願い出者からの申し出によると、笹が繁殖している土地が〇筆、

水はけが悪く、湿地帯の雑草が繁殖している土地が○筆となっていました。が、いずれも、願い出の内容どおり確認し、今後とも効率的な農地利用には適さないと思われることから、非農地と判断いたしました。

なお本件は、議案第1号での審議案件となっています。

以上のとおり、第3回農地等調査幹旋委員会の開催結果報告とします。

平成28年10月3日

農地等調査幹旋委員会 委員長 石黒 和浩。

議長 ただいま、石黒委員長より、報告を受けました件につきまして、何か、意見等はございませんか。

各委員 (なしの声)

議長 それでは、次に報告事項に移ります。
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。内容について、事務局から説明致します。

事務局長 それでは、
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」。農地法施行規則第14条の3、(賃貸借の解約等の通知)の規定に基づき、農地等の賃貸借の合意による解約をした旨の通知書が提出されたので、審議を求めるものでございます。

受付番号2番 賃貸人○○○○さん、賃借人○○○○さん、通知書の内容等につきましては、別紙のとおりとなっております。農地について賃貸借の合意による解約をしたので、農地法第18条第6項の規定による通知を頂いております。

通知者の住所、氏名ですが、賃貸人は、枝幸郡中頓別町字○○ ○○番地○の○○○○さん、賃借人は、枝幸郡中頓別町字○○ ○○番地○の○○○○さんです。

土地の表示等ですが、字○○ ○○番○、字○○ ○○番○、字○○ ○○番○の○筆で、公簿及び現況地目は畑、利用状況は採草畑、合計面積○○㎡です。

賃貸借契約の内容であります。平成24年1月31日公告の農用地利用集積計画によるもので、平成34年12月31日までの10年間の賃貸借であります。

農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細については、合意による解約で、農地賃貸借等解約合意書は別紙のとおりとなっております。

賃貸借の合意解約の合意が成立した日、及び解約をした日につきましては平成28年9月7日、土地の引渡しの時期も平成28年9月7日でございます。

その他参考となるべき事項については、特にありません。

合意解約の理由は、借主を変更するためでございます。

この農地につきましては、本総会議案第1号の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の番号賃の20番により、解約農地の全部を、新規就農を予定している〇〇〇〇さんに賃貸借する予定でございます。

次に、受付番号3番 賃貸人〇〇〇〇さん、賃借人〇〇〇〇さん、通知書の内容等につきましては、別紙のとおりとなっておりまして、農地について賃貸借の合意による解約をしたので、農地法第18条第6項の規定による通知を頂いております。

通知者の住所、氏名ですが、賃貸人は、札幌市手稲区〇〇 〇〇条〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、賃借人は、枝幸郡中頓別町字〇〇 〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。

土地の表示等については、中頓別町字〇〇 〇〇番から〇〇番〇〇までの〇筆で、公簿及び現況地目は畑、利用状況は採草畑で、合計面積〇〇㎡となっております。

賃貸借契約の内容ですが、平成24年6月8日の公告、農用地利用集積計画によるもので、平成34年12月31日までの10年間の賃貸借であります。

農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細については、合意による解約で、農地賃貸借等解約合意書は別紙のとおりとなっております。

賃貸借の合意解約の合意が成立した日、及び解約をした日につきましては平成28年9月7日、土地の引渡しの時期も平成28年9月7日です。

その他参考となるべき事項は、特にございません。

合意解約の理由は、先程と同様借主を変更するためであります。

この農地につきましても、本総会議案第1号の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の番号賃22番によりまして、解約農地の全部を、新規就農を予定している〇〇〇〇さんに賃貸借する予定となっております。

続いて、受付番号4番 賃貸人〇〇〇〇さん、賃借人〇〇〇〇さん、

通知書の内容等につきましては、別紙のとおりとなっております。農地について賃貸借の合意による解約をしたので、農地法第18条第6項の規定による通知を頂いております。

通知者の住所、氏名ですが、賃貸人は、枝幸郡中頓別町字〇〇 〇〇番地の〇〇〇〇さん、賃借人は、枝幸郡中頓別町字〇〇 〇〇番地〇の〇〇 〇〇さんであります。

土地の表示等ですが、中頓別町字〇〇 〇〇番、字〇〇〇〇番〇、字〇 〇 〇〇番の〇筆、公簿及び現況地目は畑、利用状況は採草畑、合計面積〇〇㎡です。

賃貸借契約の内容ですが、平成24年1月31日公告の農用地利用集積計画によるもので、平成34年12月31日までの10年間の賃貸借であります。

農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細については、合意による解約で、農地賃貸借等解約合意書は別紙のとおりであります。

賃貸借の合意解約の合意が成立した日、及び解約をした日は平成28年9月7日、土地の引渡しのも時期も同様でございます。

その他参考となるべき事項は、特にありません。

合意解約の理由は、借主を変更するためであります。

この農地につきましても、本総会議案第1号の農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の番号賃21番によりまして、解約農地の全部を、新規就農を予定している〇〇〇さんに賃貸借する予定であります。

以上、3件の説明を終わらせて頂きます。

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局からの説明が終わりました。

受付番号2番、〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんの合意解約について質疑はありますでしょうか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、受付番号2番は承認することと致します。

次に、受付番号3番、〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんの合意解約について、質疑はございますでしょうか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、受付番号3番は承認することと致します。
続いて、受付番号4番、〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さんの合意解約について、質疑はございますでしょうか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、受付番号4番は承認することと致します。

次に、報告第2号「農地法第30条に係る農地パトロール（利用状況調査）の実施状況の報告について」を、事務局から説明致します。

事務局長

それでは報告いたします。
別紙の報告第2号の資料をご覧頂きたいと思います。

平成28年度農地パトロール（利用状況調査）報告書ということであり
ます。

農地パトロール実施事項…平成28年 農地パトロール実施報告の方で、
H28年の月間実施要領というかたちで載せております。

本来であれば7月の段階です、ある程度（案）というかたちでお
示をして、そういう形で進みましょうという事が本来だったのでしょう
けれども、ちょっとその部分事前の確認がなかったのですが。これに関
しては法の改正がありまして、今までは年1回は良いのですが、ある程
度時期を定めて実施するという考え方から法律改正がありまして、7月
頃に実施しなさいという位置付をされました。それで今回、実施したの
は8月の最終の、29日・30日・31日の形で実施してきております。

その中で経路図ですとか・今回につきましては国有地の払下げ予定地
の図面を8月に作成し、実施してきております。あと地区別担当委員の
配置実績表、ということで3日間の委員さんの出席予定ですとか、関係
者の出席表を載せております。

で、利用状況の調査の結果になるのですが、指導を必要とする土地・
0筆というかたちで整理をさせて頂いています。

中には、〇〇のスキー場の奥の、国有林のゲートの近くで〇〇さんの
所有の畑があって、〇〇の沢を渡っていくところだったんですが、後か
ら〇〇さんには確認しました。7月段階で刈っているとの確認がありま
した。ただイタドリだとか、ある程度笹だとか、一部については湿地的
な部分があり、餌としての草は難しい土地だなと話されていました。

今後、川を渡ったりだとか大型機械が入りにくいという状況であれば、
将来的には非農地化して、将来的に守る農地という位置付けから外して

も良いかなと、いう部分で私は見ていました。

基本的には7月段階で、今年度は刈っているという確認が取れています。

あと〇〇さんの部分でいきますと、農業委員さんの方からも指摘がありましたが、昔の牧場跡の奥の方、知駒岳方向の奥の高台の方が刈っていなかった。それと下って来て知駒内川の向かい、昔の牧場との間のちょっと狭い畑だと思うのですが、そこも刈っていない状況がありましたので、その当時、〇〇さんの所に行きまして、確認をして来ています。

〇〇さんも刈っていないと認識もあって、この後、刈りますとの話を受けておりますので、刈って頂いたかなというふうには思っています。

遊休農地という位置付けとしては、特に新たな遊休農地はなかった。という事で整理をさせて頂いています。

あと、国有地の払下げ予定地の確認ということで、今回は上頓別地区の基線・号線の確認をして来ております。

実際は来年29年度に財産処分をするための調査ということで、今日その調査結果を細かく、出したかったですけれども、前回、打合せに来た時に、今までは基線・号線の分筆経費も含めて、国の方で持つという方針が過去にあったみたいなんですけど、今回打合せの中では分筆経費を掛けて、売って利益がないのであれば、中々前に進まない、スタンス的には分筆しないで、1筆そのまま所有権移転できるものを優先してやりたいという方向に変わっております。

今回、上頓別を整理したのは、山林にかかっていたり、施設用地にかかっていたり、その長い1筆の中で色々な地目になって、分筆しなきゃ整理出来ないかなというやつも含めて、当初作っていたものですから、財務事務所のスタンスが変わったという事で整理し直しをしなくてはならないと思っておりますので。整理次第ですね、次の総会で説明していきたいと思います。

最終報告というかたちでまとめさせて頂きました。

今年度の農地パトロールでは、昨年度と同様に全ての農地の利用状況を確認し、新たな遊休農地の発生がないことを確認した。

一方、今後も経営離脱する農業者が予想されることから、遊休農地が発生しないよう引き続き確認を進めることが必要と判断されます。

なお、今年度からは、農地法の改正を受けて、従来の10月実施から8月の実施をしたことによって、一部の農地で牧草の収穫遅れがあり、耕作者に確認をして、遊休農地とならないように確認をしています。

また、既存の遊休農地として位置付けている農地（旭台にございます

けれども)については、相続関係調査を進めると共に、利用意向調査、(これは昨年度からする事になっている。)併せて、農地中間管理機構への情報提供もしていきたいと考えております。

この中身については農業会議からも説明を受けているのですけれども、調査をして遊休農地があった場合、利用意向調査・持ち主にどういう風に畑を使っていくのかという調査をなさないと、法的に位置付けられている。それと併せて、農地中間管理機構・北海道ですと北海道農業公社の方に、この情報を投げかける。これの裏に隠れているのは今、農地については、課税上ある程度優遇措置があります。農地として使われて初めて、一般の課税よりも低く、抑えられているのですけれども。遊んでいる農地があるのであれば、普通の課税にした方が良いのではないかとの考えがあって、こういう利用意向調査をして、なおかつ畑として使っていない所については、農業委員会の立場として、課税担当部局にその情報を流さなくてはならない。ぶらす勧告だとかそういう行為もしていかなければならないとの法の改正内容になっていて。

農業会議のスタンスとしてはそうならないように、中間管理機構に情報提供しなさいよと、中間管理機構の方でも荒れてひどいので、扱えません。断わりますってなったら勧告はしなくても良い。

また、次の年から意向調査をしなくても良いとの、取扱いがあるみたいですので、そういう行為をすることで、細かな事務をしなくても良いという取扱いも、要領等で出されているという事になります。

以上、簡単でございますが農地パトロールの報告に変えさせて頂きたいと思います。

報告第2号「農地法第30条に係る農地パトロール(利用状況調査)の実施状況の報告について」只今、事務局からの説明が終わりました。本報告について何か質疑はございますでしょうか。

議長

只今、事務局から説明がありましたとおり、農地法の改正に伴いまして、例年10月に実施しておりました農地パトロールを8月に、皆様にご苦勞のところ出てもらいまして、8月に実施しております。

栗林委員

これからもこういう時期にということ。

議長

そうですね。

事務局長

どういう趣旨なのかわかりませんが、国の方では法律的に位置付けたのが8月頃。道庁の担当者の考え方は8月頃だから、その前後でも問題

はないでしょう。ぷらす農業会議の方では9月になっても10月になっても8月頃でしょうとの拡大解釈。

要は11月までに、その土地の所有者に意向調査をしなければならない。文書を出さなければならないというのがあって、その回答を1月までに設定している。そういう事務が適正にやられているかどうかは、国の方でも調査がかかってくるので、法律で決まっている行為をしないという事は、農業委員会が違法行為をしていることになっちゃうので。そういう事をさけるために、法律ではもう決まったことだが、国としても財政部局だとか色んな所から、指摘を受けたのだらうと思うのですが、取扱い上、北海道でいうと農業公社の方に情報を投げる。で受けた公社・中間管理機構の方でも、うちはそういう荒れている土地は扱えれませんかと断る。という申し合せも出来ているのですが。断った場合については農業委員会が勧告行為をしなくても良い、取扱いが出来るという事で、裏の取引と言ったらおかしいのですが、国で法律を作っておいて、その逃げ道も運用で作っているという。

ごたごたの制度みたいで、そういう裏の手法も農業会議の方からは指導を受けているので、法の趣旨は遊んでいる土地を優遇措置で、課税の軽減をする必要はないんでないか。という考えが1つにはあるということですね

議長

まあ、農地法の改正に伴って、という形で8月に実施していかなければ調査・報告がなかなかそれに間に合わないという事で、皆様のご理解を頂きたいなと思います。

今、事務局から言われたとおり、あまりの急な農地法改正、又、農業委員会法の改正に伴って、つじつまが合わない部分がかなり出てきているのかなと、この頃思うのですけれども。

事務局長

国も、やっぱり優良農地は確保したいとの考え方はあるけれども、全国で遊休農地があるっていう事は事実なので、それが将来的に解消して、守るべき農地なのか、農地でないのか。手を掛けても条件が悪い所は、今後見放しても良いのではとのスタンスに少しずつ変わりつつある。

なんぼお金をかけて、遊休農地を解消しようと言っても解消にならないければ、無駄なお金を使う事になるので。そうでなければ使いやすい農地は本当に残して、使いづらい農地は目をつぶりましようとのスタンスに変わってきているみたいです。

議長

逆に言えば、さっきの話じゃないけれど、税金が外れることによってあるという事だ。固定資産税。以上です。

議長	他に何かご質問ございませんでしょうか。
各委員	(なしの声)
議長	なければ、只今の報告について、承認することよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、本報告につきまして、承認することと致します。 それでは、議案の審議に移りたいと思います。 議案第1号「土地の現況証明書について」を議題といたします。内容について事務局から説明いたします。
事務局長	それでは、議案第1号「土地の現況証明書について」をご説明いたします。北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づきまして、〇〇〇〇さんから現況証明願いがございました。証明書交付の可否について、審議を求めるものでございます。 議案第1号 土地の現況証明書について 提出者が会長。中身につきましては、番号4番 土地の表示 字〇〇 〇〇番〇〇㎡、〇〇番〇〇㎡〇〇番〇 〇〇㎡〇〇番〇〇〇㎡、〇〇番〇〇〇㎡、 〇〇番〇〇〇㎡、の〇筆で、これについては先程、石黒委員長の方から報告がありまして、農地、採草放牧地以外。の申し入れに対して、農地であるとの見解をいただいているところでございます。 土地の所有者につきましては音威子府在住の〇〇〇〇さん。 この方が最近、相続で亡くなったお父さんから相続登記をしたという事で。元々小頓に住んでました、〇〇〇〇さんという方が亡くなった後の相続ということでございます。で、この土地に対しては、元々、今、名寄に在住しています〇〇〇〇さんが利用していた時代もありまして、〇〇さんが中頓を離れる際に、〇〇さんに引き継いで行ったという経過がございます。相続登記がなされてなかったので、正規な賃貸という形にはなっていなかった。そういう農地が残っているのですが、実際に使っている〇〇さんの方から湿地になっている部分があるだとか、農地以外になっている部分があるので、現況証明で出してもらいたいとの話の意向があり、その話を受けて、相続登記をした〇〇さんの方ですね、今回の証明願いを出すという風に至った経過があります。

後、周辺の山林もですね、相続登記して〇〇さんあたりも中に入って、相続登記のお手伝いをしたようにも聞いております。

今後については山林の経営だとかという事も考えているようでございます。

一応、説明は以上とさせていただきます。

議長

只今、議案第1号の「土地の現況証明書について」事務局から説明がございました。何か質問ありますでしょうか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、議案第1号について、証明書を交付することでご異議ございませんでしょうか。

各委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議案第1号「土地の現況証明書について」は証明書を交付することと致します。

続いて、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局長

それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものでございます。

公告予定日については平成28年10月3日 番号所6番 土地の表示につきましては、字〇〇 〇〇番〇〇の〇筆〇〇㎡であります。公簿地目は山林、現況地目は畑であります。対価は無く、贈与であります。利用権の移転の時期、及び引渡しの時期は公告日であります。

譲渡人〇〇〇〇さん 譲受人〇〇〇〇さん。譲渡理由は、農地を近隣耕作者に譲り渡す。譲受理由は、農地を譲り受け、農業経営の安定を図るものであります。譲受人の状況は、経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回の案件を含んだ面積となっております。労力〇、斡旋なし、年金加入状況は加入であります。なお、この農地につきましては、譲渡人が農業者年金の受給要件として、第三者に処分をしていたもので、山林の一部の現況農地を使用貸借しておりましたが、このたび、分筆登記が

完了したため、所有権移転をするものであります。

農地位置につきましては、別紙の位置図のとおりとなっております。

続いて、番号所7番 土地の表示は、字豊泉〇〇番の〇、字兵安〇〇番の合計〇筆 〇〇㎡であります。公簿・現況地目とも畑であります。対価は無く、贈与になります。利用権の移転の時期、及び引渡し の時期は公告日であります。譲渡人〇〇〇〇さん 譲受人〇〇〇〇さん。譲渡理由は、農地を近隣耕作者に譲り渡す。譲受理由は、農地を譲り受け、農業経営の安定を図るものであります。譲受人の状況は、経営地は畑〇〇haで、労力〇〇、幹旋なし、年金加入状況は加入であります。

〇〇さんの方からですが、非農地を含めて、近隣の耕作者に所有地を処分したいという相談を受けておまして、〇〇さんが、この申し出に承諾したという経過になっております。今回は農地の部分だけの案件となっております。

農地の位置につきましては、別紙位置図のとおりで、〇〇〇〇さんが住んでいらした豊泉の周辺です。

続いて、番号所8番 土地の表示は、字神崎〇〇番の〇、〇筆で〇〇㎡であります。公簿・現況地目とも畑であります。対価は無く、贈与であります。所有権の移転の時期、及び引渡し の時期は公告日であります。譲渡人〇〇〇〇さん 譲受人〇〇〇〇さん。譲渡理由は、農地を近隣耕作者に譲り渡す。譲受理由は、農地を譲り受け、農業経営の安定を図るものであります。譲受人の状況は、経営地は畑〇〇haで、この面積は今回の案件を含んだ面積となっております。労力〇、幹旋なし、年金加入状況は加入であります。

〇〇〇〇さんにつきましては、現在、老人ホームに入所されておまして、また、病弱でもあることから、親類になります〇〇〇〇さんの方から、将来、相続が発生した場合、相続登記が難しくなるという事なので、生前のうちに処理をしたいと相談を受けていたものであります。現在は、譲受人となる〇〇さんが使用貸借で耕作している農地でございます。

農地の位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

神崎の〇〇さんの沢の一番奥。

続いて、番号所9番 土地の表示は、字神崎〇〇番の〇〇、〇筆で〇〇㎡であります。公簿・現況地目とも畑であります。対価は無く、贈与。所有権の移転の時期、及び引渡し の時期は公告日であります。譲渡人 〇〇〇〇さん 譲受人 〇〇〇〇さん。譲渡理由は、農地を近隣耕作者に

譲り渡す。譲受理由は、農地を譲り受け、農業経営の安定を図るものがあります。譲受人の状況は、先程の説明と同様であります。

〇〇〇〇さんについても、現在、病気療養中で、親類になる〇〇〇さんから、将来、相続が発生した場合、相続登記が難しくなるという事で、生前のうちに処理をしたいという相談を受けておりました。本日、譲受人となる〇〇さんが使用貸借で耕作している農地でもございます。

農地の位置につきましても、別紙位置図という事で、先程の案件と隣合わせになっている土地になっております。

次に、番号賃19番 土地の表示は、別紙のとおりであります。字藤井〇〇番から字上駒〇〇番までの全部で〇筆 〇〇㎡ 公簿地目、現況地目につきましては、〇〇番〇の宅地（牛舎）を除きますと、他は畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期、及び引渡しの時期は公告日であります。貸主 〇〇〇〇 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地保有合理化事業で農地を貸し付ける。借り受け理由は、農地保有合理化事業で農地を借り受ける。新規就農者ですので、経営地等は計上しておりません。労力〇〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況はまだ、未加入者であります。賃貸借終期は平成33年3月31日の5年間であります。

公社の方から指定された終期という事で3月31日までになっております。

〇〇〇〇さんの離農跡地を〇〇さんが農地保有合理化事業で農地を5年間借り受けるもので、牛舎等の農業用施設は、農場リース事業で対応するものであります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりとなっております。

次に、番号賃20番 土地の表示は、字藤井〇〇番から字上駒〇〇番〇までの全〇筆 〇〇㎡ 公簿、現況地目とも、畑であります。小作料は〇〇円。利用権の移転の時期、及び引渡しの時期は公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん。借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に農地を貸し付ける。借り受け理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、先程の説明のとおりであります。賃貸借終期につきましては、平成38年12月31日の10年間であります。

〇〇〇〇さんの離農跡地に〇〇さんが新規就農するに当たり、農地面積が足りないことから、〇〇さんの了承を受けて、それまでの賃貸借の合意解約をして、〇〇さんに農地を確保するものであります。

農地の位置につきましては、別紙位置図のとおりとなっております。

次に、番号賃21番 土地の表示は、字藤井〇〇番から字上駒〇〇番までの全〇〇筆 〇〇㎡ 公簿、現況地目とも、畑。小作料は〇〇円。利用権の移転の時期、及び引渡し of 時期は公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん。借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に農地を貸し付ける。借り受け理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況及び経過は、先程の説明のとおりであります。賃貸借終期につきましては、平成38年12月31日までの10年間となっております、別紙位置図に農地の位置が記載されています。

次に、番号賃22番 土地の表示は、字上駒〇〇番から〇〇番〇〇までの全〇筆 〇〇㎡ 公簿、現況地目とも、畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期、及び引渡し of 時期は公告日であります。貸主 〇〇〇〇さん。借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に農地を貸し付ける。借り受け理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況及び経過は、先程の説明のとおりであります。賃貸借終期は、平成38年12月31日の10年間となっております、こちらにつきましても、別紙位置図のとおりとなっております。

次に、番号賃23番 土地の表示は、字小頓別〇〇番〇から〇〇番〇までの全〇筆〇〇㎡ 公簿、現況地目とも、畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期、及び引渡し of 時期は公告日であります。貸主〇〇〇〇さん。借主〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に農地を貸し付ける。借り受け理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。譲受人の状況は、経営地は畑〇〇haで、労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期につきましては、平成32年12月31日までの5年間であります。

この農地につきましては、先程説明しましたが、〇〇〇〇さんから相続登記が完了したことから、正式に賃貸借を設定するもので、以前は、〇〇〇〇さんが利用していましたが、その後、〇〇さんが引き継いで利用していたものであります。

農地位置につきましては、別紙をご覧くださいと思います。

次に、番号賃24番 土地の表示は、字上駒〇〇番〇から〇〇番〇までの全〇筆〇〇㎡ 公簿、現況地目とも、畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期、及び引渡し of 時期は公告日であります。貸主〇〇〇〇さん。借主〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に農地を貸し付ける。借り受け理由は、農地を借り受け、農業経営

の安定を図る。譲受人の状況は、経営地は畑〇〇ha、採草放牧地〇〇haで、労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入であります。賃貸借終期につきましては、平成32年12月31日の5年間であります。

この農地は、昨年12月まで〇〇さんが借り受けていたもので、本来は、引き続き、賃貸借をするところでしたが、〇〇さんが新規就農するに当たりまして、農地面積が足りないことが、見込まれることから、一部の農地を〇〇さんに利用してもらうために、この間、調整をしてきたものであります。小作料につきましては、条件不利地な部分があるということで、従来額から約1割程度、減額をしていただいた形になっていきます。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

次に、番号賃25番 土地の表示は、字上駒〇〇番〇から〇〇番〇までの全〇筆〇〇㎡ 公簿、地目とも、畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期、及び引渡し時期は公告日であります。貸主〇〇〇〇さん。借主〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に農地を貸し付ける。借り受け理由は、農地を借り受け、経営の安定を図る。借受人の状況及び経過は、先程の説明のとおりであります。賃貸借終期は、平成32年12月31日の5年間であります。

農地位置につきましては、別紙の位置図をご覧になって頂きたいと思っております。

次に、番号賃26番 土地の表示は、字上駒〇〇番〇の一部、字松音知〇〇番〇の全〇筆〇〇㎡ 公簿、現況地目とも、畑であります。小作料は〇〇円。利用権の設定、移転の時期、及び引渡し時期は公告日であります。貸主〇〇〇〇さん。借主〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に農地を貸し付ける。借り受け理由は、農地を借り受けて、農業経営の安定を図る。譲受人の状況及び経過は、先程の説明のとおりであります。賃貸借終期は、平成32年12月31日までの5年間あります。

農地位置につきましては、別紙をご覧になって頂きたいと思っております。

最後に、番号賃27番 土地の表示は、字上駒〇〇番〇、〇〇番〇の一部の全〇筆〇〇㎡ 公簿、現況地目とも、畑であります。小作料は〇〇円。利用権の移転の時期、及び引渡し時期は公告日であります。貸主〇〇〇〇さん。借主〇〇〇〇さん。貸し付け理由は、農地を近隣耕作者に農地を貸し付ける。借り受け理由は、農地を借り受け、農業経営の

安定を図る。借受人の状況及び経過は、先程の説明のとおりであります。賃貸借終期は、平成32年12月31日の5年間であります。

農地位置につきましては、別紙の位置図をご参照頂きたいと思います。

以上、所有権移転○件、賃貸借○件の説明を終了いたします。よろしくご審議の程お願い致します。

議長

只今、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画」の説明が終わりました。

まず、所6番の審議に移ります。

所6番、何かご質問ございますでしょうか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、所6番を承認することでご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めまして、所6番は承認することと致します。

次に、所7番の審議に移ります。何かご質問ございますでしょうか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、所7番を承認することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、所7番は承認することと致します。次に、所8番の審議に移ります。何かご質問ございますでしょうか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので、所8番を承認することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長	ご異議なしと認め、所 8 番は承認することと致します。 次に、所 9 番の審議に移ります。何かご質問ございますでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、所 9 番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、所 9 番は承認することと致します。 次に、賃 1 9 番の審議に移ります。何かご質問ございますでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃 1 9 番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃 1 9 番は承認することと致します。 次に、賃 2 0 番の審議に移ります。何かご質問ございますでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃 2 0 番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃 2 0 番は承認することと致します。 次に、賃 2 1 番の審議に移ります。何かご質問ございますでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃 2 1 番を承認することにご異議ありませんか。

各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃２１番は承認することと致します。 次に、賃２２番の審議に移ります。何かご質問ございますでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃２２番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃２２番は承認することと致します。次に、賃２３番の審議に移ります。何かご質問ございますでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃２３番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃２３番は承認することと致します。 続いての案件の審議に移りますが、賃２４番及び賃２６番は石黒委員に関連する案件でございますので、委員には中頓別町農業委員会会議規則第１３条に基づき、退席願います。 ここで暫時休憩いたします。 (石黒委員退席) 休憩前に戻り、賃２４番の審議に移ります。 何かご質問ございますでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃２４番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)

議長	ご異議なしと認め、賃２４番は承認することと致します。 次に、賃２６番の審議に移ります。何かご質問ございますでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃２６番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃２６番は承認することと致します。 ここで暫時休憩します。 (石黒委員着席) 休憩前に戻り、ではここで休憩を解き、賃２４番及び賃２６番は、承認されましたことを、ご報告致します。 次に、賃２５番の審議に移ります。何かご質問ございますでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃２５番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃２５番は承認することと致します。 次に、賃２７番の審議に移ります。何かご質問ございますでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、賃２７番を承認することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認め、賃２７番は承認することと致します。

以上で、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」、所有権移転〇件、賃貸借〇件の全てを承認することに決しました。

以上をもちまして、全ての議事が終了しましたので、
ここで暫時休憩します。

休憩前に戻りまして、
その他の案件に移らせて頂きます。
その他について、事務局から説明いたします。

事務局長

それでは、その他の事項について報告いたします。

(1) 今後の予定についてでありますけれども、10月22日から23日には、宗谷農村パートナー対策協議会が主催いたします、婚活パーティがございます。宗谷から6名の青年が参加することが決まっております。中頓別からは、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが参加する予定となっております。一応、この協議会の会長は森川会長でもあるので、参加可能であれば調整をお願いいたします。5分の挨拶をして頂ければ任務は終わると思います。

また、事前研修ということで、浜頓別町役場を会場に、マリッジカウンセリングセンターの方から講師を招いて、事前の研修会も予定しているところでございます。今のところ10月17日の午後から予定しているところで、森川会長の都合が良ければ、調整願います。

11月4日(金)に、猿払村にて平成28年度地区別農業委員等研修会が開催されます。昨年は浜頓別町でやった研修会です。参加に向けて、各委員さん調整をお願いしたいと思います。例年、宗谷地方農業委員会連合会として、情報交換会・夜の懇親会が開催されますので、宿泊の出来る方、交流会に参加できる方、いましたら調整をお願いします。

(2) というところのその他であります。先程も会長からちらっと話がありましたが、11月26日(土)に、札幌で新・農業人フェアがございます。実際には、金曜日から札幌入りするという事になりますが。一応、前回の総会でもお話を頂いております、宗像委員の方の参加という事で大丈夫でしょうか。町からも2名程予定はしているのですが、担い手センターの方で、金曜日に関係する所動く可能性があるのですが、JRを使っていくのか、公車で行くのかによっては、もしかしたら乗り合わせで行けるかも知れないので、決まっていないので、決まりましたら連絡したいと思いますが、もし事前にホテルだとか確保する関係があるのであれば、先に決めることもあります。まだ余裕があるので、一応、

そういう含みがあるという事で、調整をお願いしたいと思います。

9月28日の旭川での研修会で、農業会議から情報提供があり、機構集積支援事業の補助金が2割カットされている状況であります。

これは各市町村同じなんですけれども、例年開催しています2つの研修会が開催できないという話を受けています。1つは、12月に開催されています地区別会長・事務局長研修会、これは例年稚内市で開催しているものなんですけれども。もう1つが、札幌で1月に開催している、農業委員会活動強化研修会。これも予算の関係で今年度に限っては開催出来ない。来年度についてはある程度、また予算が復活するので出来るだろうとの話をしていました。只、1月の研修会は例年、農業者年金の研究会と併せて、やっているのです、それは、多分開催されるだろうというふうに考えています。

今後の総会の開催に関してですが、新制度に移行する絡みにはなってくるのですが、農地利用最適化推進委員を設置するか否かを示す、国の告示が多分今月中、10月中に予定がされているようです。その広告がされ次第、農業委員会としては、推進委員を置くのか、置かないのかという事を判断しなければなりません。

推進委員を委嘱するのは農業委員会が委嘱するという立場になりますので、置く・置かないは農業委員会の判断になるという事になります。

それと同時に農業委員さんの定数をどうするか。これは最終的に町村が条例を出して決める話なんです、現場の農業委員さんとして今の現状、数がいいのかどうなのか、ある程度協議をして頂いて、現状のままで良いのであればそれはそれでよいのですが、もし増やす、減らすといった農業委員会としてのスタンスをですね、ある程度固めて条例を提案する町側にある程度、意見を出していった方がよいのかなと考えています。

議長

ま、今、その他の案件で事務局から説明がありましたけれども。

ここで暫時休憩とします。

ではここで休憩を解きまして、引き続きその他の案件に戻ります。

事務局長

次に、農業委員会の視察研修の中身が決まっていないので、何か意見を出して頂かないと、うちの方も手配が進まない。

ここで暫時休憩とします。

ではここで休憩を解き、引き続きその他の案件に戻ります。

視察研修に関しましては、時期、内容等は議論をしてもらいました講演会、講習ということでよろしいでしょうか。

各委員 (よしの声)

議長 次に、改選に向けてのスケジュールについて。

事務局長 先程、皆さまにお配りしましたけれども、私が思いついて書きましたが、まずは10月に告示を受けてからの作業、12月に条例提案・年明け後6月に農業委員候補者の選定・議案提出、議会で農業委員候補者の同意を得るというスケジュールがあつて、その間ホームページで公表、募集・推薦を1か月間期間を定めて開始、応募・推薦、状況の中間報告を行う等ある程度の時期を見て、実際に定員に達しているとか、達していないとか、中立委員が出てきたとか出てこないとか、なった場合については期間を延長する等最終的に人数が出たとしても、超えた場合を想定して、評価する委員会を設置しないといけないし、そのために基準を設けておかねばならない。という町長部局とは書いてますけれども、実際、事務局の方でこういう作業をしなきゃならないという事なので。結構余裕がありそうだけでも、結構厳しい日程にはなっています。

ある程度、流れをつかむのにこういう形で作らせてもらいました。大体イメージ出来るかと思いますので。一応、資料提供ということです。

議長 農業委員の任命制に関わる改選に向けてのスケジュールという事で、後でお目通しの程、宜しく願いいたします。

その他、何か皆さまからございますでしょうか。

各委員 (なしの声)

議長 なければ以上で、第6回中頓別町農業委員会総会を終了させて頂きたいと思います。本日は長い時間に渡りまして審議の程、ありがとうございました。どうもご苦労様でした。

(閉会 午後 2時50分)

この会議録は主査が記載したものであるが、内容に相違がないのでそれを証
するため、ここに署名する。

会

長

署名委員

4 番

(印)

署名委員

5 番

(印)